

## 告示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
ノ宮字元森六九二番三地先まで	○三番二地先から同郡同町大字二 児玉郡神川町大字二ノ宮字神戸七	区 間
三三二・三八 ） 一三・八二	三三二・三八 ） 一三・八二	敷地の幅員 (メートル)
三三九・五八		延 長 (メートル)
災害防除工事による。		備 考